

○財務省告示第百十六号

関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>関税法施行令第四条の十二第五項及び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件</p> <p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号） 以下「令」という。） 第四条の十二第五項及</p>	<p>関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件</p> <p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号） 第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規</p>

び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

1 令第八十三条第七項に規定する保存の方法は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条第一項の規定により保存しなければならないものとされている関税関係帳簿及び関税関係書類並びに令第八十三条第五項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「関税関係帳簿等」という。）を同条第六項の規定により保存しなければならないこととされている場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイク

定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条第一項に規定により保存しなければならないものとされている帳簿及び書類並びに関税法施行令第八十三条第五項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「帳簿等」という。）を同条第六項に規定する保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイククロファイルムリーダー又はマイククロファイルムリーダーを設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たす

ロフィルムリーダー又はマイクロフィルムリーダー  
プリンタを設置し、かつ、当該関税関係帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマ  
イクロフィルムを保存する方法とする。

「一〇四 略」

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影  
されていること。

イ 関税関係帳簿等の保存に関する事務の  
責任者の当該関税関係帳簿等が真正に撮  
影された旨を証する記載及びその氏名

ロ 撮影者の氏名

「ハ 略」

2|| 前項の規定は、令第四条の十二第五項に規  
定する保存の方法について準用する。この場  
合において、前項中「第九十四条第一項」と  
あるのは「第七条の九第一項」と、「関税関

すマイクロフィルムを保存する方法

「一〇四 同上」

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影さ  
れていること。

イ 帳簿等の保存に関する事務の責任者の当  
該帳簿等が真正に撮影された旨を証する記  
載及び記名押印

ロ 撮影者の記名押印

「ハ 同上」

「項を加える。」

係帳簿及び関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類」と、「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係帳簿へ」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿へ」と、「関税関係帳簿等」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿等」と、「同条第六項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。